

東京農工大学科学博物館運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>第1条～第12条 省略</p> <p>(分館小委員会)</p> <p>第13条 <u>運営委員会の下に、分館運営小委員会(以下「分館小委員会」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 その他分館小委員会について必要な事項は別に定める。</u></p> <p>第14条 削除</p> <p>第15条～第16条 省略</p>	<p>第1条～第12条 省略</p> <p>(農学部分館)</p> <p>第13条 <u>博物館に、農学部分館を置く。</u></p> <p>(分館小委員会)</p> <p>第14条 <u>運営委員会の下に、分館運営小委員会(以下「分館小委員会」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 その他分館小委員会について必要な事項は別に定める。</u></p> <p>第15条～第16条 省略</p>	

附 則(平成30年4月1日博規則第1号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。